

第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画 (素案)

令和5（2023）年10月

千曲市健康福祉部 人権・男女共同参画課

第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の性格と位置づけ	1
3	計画の基本方針	1
4	計画の推進	2
5	計画の期間	2
6	計画の進行管理	2
7	体系図	3

第2章 基本方針と施策の方向

【基本方針1】 人権に関する情報提供と相談体制の充実

施策の方向1 人権に関する情報提供の充実

1-1	人権啓発の推進	4
-----	---------	---

施策の方向2 相談体制の充実

2-1	人権相談窓口の充実	4
2-2	支援体制の充実と関係機関との連携	5

【基本方針2】 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進

施策の方向3 人権教育・啓発の推進

3-1	人権ふれあいセンター事業の推進	5
3-2	学校等における人権啓発事業の推進	5
3-3	地域・家庭における人権啓発事業の推進	6

【基本方針3】 企業人権教育の推進

施策の方向4 企業内における人権教育活動の推進

4-1	企業内における人権教育研修の支援	6
4-2	企業人権教育推進連絡会活動の充実	7
4-3	行政に携わる職員の人権教育研修の推進	8

【基本方針4】 市民の人権感覚の醸成推進

施策の方向5 人権啓発事業の実施

5-1	市民集会の開催	8
5-2	各種啓発事業の実施	9

第3章 分野別の施策

1	同和問題	9
2	障がいのある人	10
3	子ども	12
4	女性	13
5	高齢者	14
6	外国人	15
7	犯罪被害者等	16

8	性的マイノリティ	17
9	インターネットによる人権侵害	18
10	さまざまな人権問題	
	(1) HIV感染者やハンセン病患者・元患者等	18
	(2) 刑を終えて出所した人	19
	(3) アイヌの人々	19
	(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	19
	(5) 災害や、感染症の大規模な感染拡大に起因する新たな人権問題	20
	(6) その他	20
	・ホームレス	
	・人身取引（トラフィッキング） など	

【巻末資料（策定時に掲載予定・順不同）】

- ・千曲市差別撤廃人権擁護条例（2003年）
- ・千曲市犯罪被害者等支援条例（2023年）
- ・千曲市部落差別の解消に関する啓発及び教育等基本方針（2021年）
- ・日本国憲法[抄]
- ・世界人権宣言（1948年）
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（2016年）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年）

第1章 計画の策定にあたって

人権行政の基本姿勢

— すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のないまちをつくる —

1 計画策定の背景

21世紀を、真の「人権の世紀」にするため、そして私たちがめざすべき「あらゆる差別のない明るく住みよい千曲市」構築に向け、人権行政を一層推進していく必要があります。

国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、その推進を図っています。

長野県では、平成15（2003）年に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、その後、平成22（2010）年には、これに代わるものとして「長野県人権政策推進基本方針」を策定して、人権政策の基本的な考え方や方向性を示し、取り組みを進めています。

市では、新市発足と同時に「千曲市差別撤廃人権擁護条例」（平成15（2003）年。以下「条例」と称する。）を制定し、「あらゆる差別のない千曲市の実現」を目指して、人権教育・啓発活動等の施策を推進してきました。平成18（2006）年度には「人権とくらしの意識調査」並びに「同和地区住民生活意識調査」を実施し、平成20（2008）年度に第1次計画となる「人権とくらしに関する総合計画」（平成21～25年度）を策定しました。その後、平成24（2012）年度に「人権に係る市民意識調査」を実施し、平成26（2014）年度に「第2次人権とくらしに関する総合計画」を策定、最終計画年度の平成29（2017）年度に「人権とくらしに係る意識調査」を実施し、平成31（2019）年3月に「第3次人権とくらしに関する総合計画」を策定しました。令和5（2023）年度末をもって第3次計画が終了することから、市民の人権に関する意識の変化を把握するため、令和4（2022）年9月に「人権に関する市民意識調査」（以下「意識調査」と称する。）を実施し、分析結果を取りまとめ、今後の人権行政を条例第1条に掲げられた「あらゆる差別のない明るい千曲市の実現に寄与すること」を目的とし、総合的かつ計画的に推進するため、「第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画」（以下「計画」と称する。）を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

（1）本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年）第5条並びに条例第2条に基づくものです。

（2）本計画は、「第三次千曲市総合計画」（令和4（2022）年。以下「市総合計画」と称する。）との整合性を図るとともに、その個別計画として位置づけ、施策を推進するための計画です。

3 計画の基本方針

市総合計画の中で「すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のないまちをつくる」を基本目標とし、「すべての人の尊厳や人権が守られ、安心していきいきと暮らすことができ、個性や価値観を認め合う住みやすい地域になるように、市民の人権意識の高揚を図っていくこと」を目標としています。

これらを踏まえ、次の4項目を本計画の基本方針とします。

- 【基本方針1】 人権に関する情報提供と相談体制の充実
- 【基本方針2】 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進
- 【基本方針3】 企業人権教育の推進
- 【基本方針4】 市民の人権感覚の醸成推進

4 計画の推進

本計画は、市総合計画との整合性を持たせ、推進するものであるとともに、部落差別問題をはじめとする様々な差別撤廃と人権の確立・尊重という多種多様な問題に対応するため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」や「長野県人権政策推進基本方針」及び「人権教育推進プラン」を踏まえ、関係部局と密接な連携をとるべく総合的調整機能を果たし、推進体制の充実を図ります。

5 計画の期間

本計画の期間は令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月までの5年間とします。
なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

6 計画の進行管理

本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者に情報公開をしていくことが不可欠です。

本計画の着実な推進を図るため、「千曲市差別撤廃人権擁護審議会」（以下「審議会」と称する。）において、毎年事業の推進状況（年次報告書）を検証するものとします。

また、審議会は、必要に応じて市長に意見を具申し、市長はこれに基づいて必要な措置を講じるものとします。

7 体系図（次ページ掲載）

第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画 体系図

第三次千曲市総合計画 (上位計画)		第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画					
基本目標	基本施策	項目	基本方針	施策の方向	施策		
7-2 すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のないまちをつくる	7-2-1 人権・平和についての意識を向上させる	[基本方針1] 人権に関する情報提供と相談体制の充実		1 人権に関する情報提供の充実	1-1 人権啓発の推進		
				2 相談体制の充実	2-1 人権相談窓口の充実 2-2 支援体制の充実と関係機関との連携		
		[基本方針2] 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進		3 人権教育・啓発の推進	3-1 人権ふれあいセンター事業の推進	3-2 学校等における人権啓発事業の推進	3-3 地域・家庭における人権啓発事業の推進
					[基本方針3] 企業人権教育の推進		4 企業内における人権教育活動の推進
[基本方針4] 市民の人権感覚の醸成推進		5 人権啓発事業の実施	5-1 市民集会の開催	5-2 各種啓発事業の実施			

第2章 基本方針と施策の方向

【基本方針1】 人権に関する情報提供と相談体制の充実

施策の方向1 人権に関する情報提供の充実

1-1 人権啓発の推進

〔現状と課題〕

あらゆる人権問題の解決は、市の責務であるとともに、全ての市民の課題です。その解決のために、まず私たち一人ひとりが人権問題の当事者であることを認識しなければなりません。なぜなら、人は時に人権を侵害してしまうこともあれば、時には人権の侵害を受ける立場になることもあるからです。

様々な人権問題を解決して、全ての人々が心豊かで明るく楽しく生きがいを持って暮らせる社会の実現が求められているなか、一人ひとりが人権意識を高め、それぞれの違いを正しく理解し、相互に認め尊重し合い、心の中に潜む「差別意識」を解消していくとともに、差別や偏見を許さず、それに立ち向かう知識と勇気と行動力を身につけることが必要です。21世紀は、平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いをこめて、「人権の世紀」と言われています。人権の尊重なくして、真に心豊かな社会の実現はありません。

お互いがお互いを尊重し、認め合う社会を実現するために、あらゆる差別の解消に向け、自らの意識を見つめ直し、人権について理解を深めていかなければなりません。そのために、総合的な人権教育・人権啓発を続けることが大切になっています。

〔施策の推進〕

市民一人ひとりが人権問題への理解と知識を深めることができるよう、学校、家庭、地域、企業、職場など、さまざまな場面と機会を通じて、人権啓発を推進します。

施策の方向2 相談体制の充実

2-1 人権相談窓口の充実

〔現状と課題〕

人権相談窓口としては、人権擁護機関・制度として法務局及び人権擁護委員制度がありますが、市民意識調査の設問「人権侵害を受けた場合の対応」についての回答（複数回答可）では、「市役所に相談」を選択した回答が21.6%、「法務局や人権擁護委員に相談」が20.4%と、行政等へ相談するとの回答は少なく、「身近な友人などに相談」が50.6%、「相手に抗議する」が34.4%と多く、一方では、「黙って我慢する」が16.4%ありました。

差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、起きてしまった差別事象については事実を真摯に受け止め、市民に信頼され活用してもらえる人権相談窓口の周知や人権擁護体制の充実を図ることが必要です。

〔施策の推進〕

千曲市人権ふれあいセンター（以下「人権ふれあいセンター」と称する。）を中心として、総合的な相談窓口の充実を図ります。

人権に関する相談には、福祉、職業、教育など様々な問題があり、関係機関との連携を密にする必要があります。相談窓口で適切な対応ができるよう、職員の資質向上を図るとともに長野地方法務局や長野県人権啓発センターなどの、国、県等の専門相談機関や人権擁護委員等との連携に努め、それぞれの相談に丁寧に対応できるよう努めます。

2-2 支援体制の充実と関係機関との連携

[現状と課題]

昨今の社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化しており、市民の人権意識の高まりとともに、差別事象が発生したときの支援についても、さまざまな形で対応できる体制を整えることが求められています。

[施策の推進]

人権擁護委員をはじめ、関係部署や法務局等の外部関係機関と連携して救済、支援ができる体制づくりを推進します。また、被害者の一時的保護も含め、速やかな救済が図られるよう体制の充実に努めます。

【基本方針2】 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進

施策の方向3 人権教育・啓発の推進

3-1 人権ふれあいセンター事業の推進

[現状と課題]

人権ふれあいセンターは、地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善及び向上を図るための住民交流の拠点施設です。

人権ふれあいセンターでの人権啓発に係わる交流事業等の計画・立案にあたっては、人権ふれあいセンター運営委員会を通じて、市民の意見を取り入れ、また、学校やセンター利用者との連携、協力をし、多くの市民が参加しやすい事業内容となるよう努めています。

[施策の推進]

人権啓発事業等を通して、地域住民の福祉向上や人権感覚を磨くことにより、地域住民がお互いに助け合い、一人ひとりが持つ多様性を理解し合い、お互いの人権を尊重し合う「共生の心」が醸成されるよう努めます。

3-2 学校等における人権啓発事業の推進

[現状と課題]

小・中学校では、児童・生徒の発達段階に合わせ、それぞれの教科等において人権尊重の視点を取り入れた指導計画を立て、様々な活動を通して人権や平和に関わる教育が実践されています。

しかし、児童・生徒のいじめや暴力行為等、人権感覚の発達が未熟なところに起因する問題は無くなってはいません。人権教育の計画・実践・検証について、学校やPTA等との連携を十分に図りながら推進していく必要があります。

[施策の推進]

就学前教育では、人間形成の基礎を培う時期であり、人権を大切にする心を育てる教育の促進を図ります。家庭での日常の関わりが大切であるとともに、保育園では、保育所保育指針のねらいに沿って、各保育園で計画を立てて日々子どもたちとの関わりの中で指導に努めます。

学校教育においては、各学校が人権尊重を中心に位置づけた学校運営や指導に努め、教科・領域の枠を超えた「総合的な学習」の推進、また、「開かれた学校」という観点から、

家庭・地域社会と連携し、あらゆる教育活動を通して人権教育を進めます。豊かな人権感覚を身につけた大人になってもらうための教育の一環として、人権教育副読本「あけぼの」を市内の小・中学校の児童・生徒に配布し、学校での人権教育学習の中での教材としての活用を図ります。また、人権に関する作文等の取り組みを通して、人権感覚の醸成や人権への理解が一層深まるよう努めます。

教職員が自らの職責を自覚し、豊かな人権感覚を養うため、効果的な職員研修を進め、人権教育を全ての教職員の課題とし、差別をなくす教育活動の充実と、指導者としての資質向上を図ります。

社会教育との連携を図り、ボランティア活動や障がいのある人や高齢者との交流などの体験活動を通じ、心豊かな人権感覚を培うとともに、自立や実践力の充実を図ります。

3-3 地域・家庭における人権啓発事業の推進

【現状と課題】

地域や家庭においては、互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。

社会では依然として差別事象が後を絶たない今日、一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、「差別をしない、差別をさせない」実践力を培う必要があります。また、人権教育研修については、区長・自治会長、支・分館長、人権教育推進員等、地域役員の協力のもと、毎年、全地区での開催を目標として実施し、市民意識調査でも約4割の人が地域（地区）懇談会で人権学習を受けたとの回答があり、一定の成果が見受けられる一方、参加者の高齢化や、高齢者対象の内容になりやすいといった悩みも見受けられます。

今後も地域において区・自治会や公民館、各種団体等が協力し合い、身近な人権問題について学習や研修をする機会を積極的・主体的に設け、その内容や方法を工夫しながら多くの地域住民が自主的に参加できることが大切です。そして、その学習の中から人権問題を自らの事として受け止め、気づき、行動できるよう、地域ぐるみで人権意識の高揚を図ることが必要です。

【施策の推進】

全区・自治会に人権教育推進員を配置し、身近な人権問題について地域住民が積極的・主体的に学習・研修できるよう、指導者の支援体制整備と研修機会の確保を図ります。

地域でともに支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉協議会等、福祉関係団体と協力して、人権啓発活動を推進します。

子どもたちのインターネットや携帯電話使用に的を絞り、情報モラルやネットリテラシーについての保護者向けの研修会や家庭教育講座の充実を図ります。

各公民館事業においては、人権教育・啓発に係わる講座等を積極的に取り入れるよう働きかけていきます。

人権に関する文献や資料・啓発ビデオ等の整備や市ホームページやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を活用した啓発活動を充実し、学習体制の支援に努めます。

【基本方針3】 企業人権教育の推進

施策の方向4 企業内における人権教育活動の推進

4-1 企業内における人権教育研修の支援

[現状と課題]

企業は、社会を構成する一員であり、地域の多くの人に関わって構成されており、人権を尊重して社会に受け入れられる行動を取る責任が求められています。

顧客データの保護やプライバシーを守ることなど、人権に配慮することもその一つです。企業の社会的責任や社会的責任への投資に関心が高まることで、企業理念や企業経営の中でも人権尊重に目が向けられています。

こうした中、企業における人権教育の推進体制の充実を図るとともに、人権教育の自主的な活動に努め、「セクシュアルハラスメント^{※1}やパワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタニティハラスメント^{※2}」。以下「マタニティハラスメント」と称する。）などが無く、人権を尊重し差別のない明るく働きやすい職場づくり」を推進していく必要があります。

※1 セクシュアルハラスメント

「セクハラ」と呼ばれる性的嫌がらせのことをいう。相手の意に反した性的な発言や行為で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、冗談やからかいなど、様々な態様のものが含まれる。

※2 マタニティハラスメント

「マタハラ」とも呼ばれ、妊娠・出産をした女性に対する職場での嫌がらせのことをいう。

[施策の推進]

企業人権教育指導者研修会を開催し、企業において人権教育を推進するリーダーの養成を促進します。

各企業における自主的な人権教育研修、啓発活動を促進するために、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、人権教育研修会を開催し、企業研修での人権教育の充実を図ります。

4-2 企業人権教育推進連絡会活動の充実

[現状と課題]

企業の社会的責任と自覚のもとであらゆる人権問題の解消と明るい職場の実現を目的として、平成18（2006年）に市内の企業等を会員とする「千曲市企業人権教育連絡会」（以下「連絡会」と称する。）を結成し、研修会・講演会などの人権教育活動を行っています。

昨今では、各種のハラスメントや不当な差別、長時間労働による過労死など、企業における人権課題への関心が高まっていることから、連絡会の活動を幅広く周知し会員企業を増やすことで、企業の人権意識の向上を図ることが求められています。

[施策の推進]

「働き方改革」「ワークライフバランス」等を実現できるよう、子育てしやすく、女性が活躍できる働きやすい会社であることを企業が示し、社会的に認知される指針となる「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定^{※3}」や「えるぼし・プラチナえるぼし認定^{※4}」について、連絡会や市内商工団体とも連携して、周知広報を図ります。

連絡会への未加入企業については、市内商工団体と連携して加入促進を図るとともに、同連絡会を通じて各種研修会、研究会等への積極的な参加を促進します。

※3 くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一定の基準を満たした子育てサポート企業を認定する制度。

※4 えるぼし・プラチナえるぼし認定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。

4-3 行政に携わる職員の人権教育研修の推進

[現状と課題]

21世紀を「人権の世紀」として定着、発展させるため、人権が尊重される社会の実現に向けて、行政のあらゆる分野において、人権を重視した施策が求められています。

行政に携わる市職員は、公平で公正な行政施策を推進する義務があります。また、人権に配慮した行政施策を推進していくには、職員一人ひとりが人権感覚をさらに高めておくことが必要です。それには、まず全職員の人権問題に対する自覚と指導力の向上を図るため、研修等の機会を充実させるとともに、関係機関と連携を図りながら総合的な人権教育・啓発を進めていく必要があります。

[施策の推進]

市行政の全てにおいて、人権に配慮した行政施策の展開に努めます。

職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修の充実に努めます。

市民の立場に立った電話対応、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細やかな対応に努めます。

地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。

【基本方針4】 市民の人権感覚の醸成推進

施策の方向5 人権啓発事業の実施

5-1 市民集会の開催

[現状と課題]

「人権を守る市民集会」（以下「市民集会」と称する。）は、人権が尊重され、「あらゆる差別のない明るい千曲市」をつくり、市民の人権意識の高揚を図ることを目的として開催しています。

[施策の推進]

市民集会を、市民が一堂に会して人権について学び、人権感覚を磨く機会として捉え、私たち一人ひとりの心の中に人権を尊重しあえる「共生の心」が醸成される場とするべく、内容の充実に努めます。

5-2 各種啓発事業の実施

[現状と課題]

市では、人権に関するさまざまな問題についての啓発を目的とする事業を展開しています。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から各種事業の参加人数を制限するなど、限られた状況下での開催となっており、十分な啓発を行える状況にはありませんでした。

コロナ禍が沈静化しつつある状況のなかで、いかにして従来のような啓発事業を行い、広く参加者を呼び込むことができるかが課題となっています。

[施策の推進]

人権尊重について正しく理解し、認識を深めるため、人権に係わるセミナー、人権ふれあいフェスティバル等を開催するとともに、広報紙の発行などをおして、幅広い人権啓発活動を推進します。

また、地域住民をはじめ、広く市民の交流を深めるとともに、地域に根ざした文化・教養事業を推進します。

人権ふれあいセンターにおいては、あらゆる人権学習が実施できるセンターを目指して、人権啓発資料の掲出や関係図書等の整備などを行います。

人権啓発事業等を通じて、地域住民の人権感覚を磨くことにより、地域住民がお互いに助け合い、また、一人ひとりが持つ多様性を理解し合い、お互いの人権を尊重し合う「共生の心」が醸成されるよう努めます。

第3章 分野別の施策

1 同和問題

[現状と課題]

同和問題は、日本の歴史の中で形成されてきた、我が国固有の重大な人権問題です。

同和地区の生活環境の向上を阻む諸要因を解決するため、同和対策審議会答申（昭和40年）を受けて制定された同和対策特別措置法（昭和44年）の施行により、道路の改良・農地基盤整備・下排水路整備等の公共事業が施工され、同和地区を含む周辺地区の環境改善に多大な効果をもたらされました。その結果、実態的差別は大きく改善され、平成14（2002）年3月には特別対策も終了し、必要な事業は一般対策へ移行されました。しかし、現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別に関する状況に変化が生じています。部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であることとし、部落差別の解消に関し基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法。巻末資料掲載）が平成28（2016）年12月に制定されました。この法律の趣旨を踏まえ、「千曲市部落差別の解消に関する啓発及び教育等基本方針」（巻末資料掲載）を令和3（2021）年6月に策定し、部落差別のない社会の実現に向け、より一層努めてまいります。

結婚問題等を中心に心理的な差別意識がまだまだ根深く存在し、「身元調査・部落問い合わせ電話」や「戸籍抄本不正取得事件」などにみられる差別的な身元調査防止、「個人に関する情報を保護する観点」から平成20（2008）年に戸籍法の一部が改正され、「本人確認」が必要となり、戸籍請求の際には、写真付証明書等による本人確認が実施されています。また、近年のインター

ネット等の情報化の進展に伴い差別は、潜在化、陰湿化し、拡散・増幅している現状があります。

意識調査でも、結婚差別の見聞についての設問では、「もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがある」を選択した回答が40.9%、「同和地区の人は怖いという話を聞いたことがある」を選択した回答は20.4%となりました。

同和問題について、全ての市民が歴史的経緯を正しく理解し、人権が尊重されるよう、教育と啓発を続けていく必要があります。

[施策の推進]

部落差別の解消に向け、同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識を深めるため、家庭、学校、地域、企業等で人権同和教育と啓発活動を推進します。また、差別事象の発生に対しては、関係機関、団体と連携し、問題解決に取り組みます。

- 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための教育・啓発活動を充実、強化します。行政と地域が一体となり、人権啓発の仕組みづくりを検討しながら、「住み良い地域づくり」、「豊かな人間関係づくり」のため、多くの市民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。
- 同和問題は、わが国固有の人権問題であり、誰もが主体性を高め差別撤廃の意欲や行動力を身につけ、被差別当事者に対する支援ができる体制づくりを進め、人権のまちづくりを更に推進します。
- 同和問題に係る関係諸団体と連携し人権相談に積極的に取り組むとともに、人権侵害を受けたと訴える人が利用しやすい相談体制づくりを推進します。また、法務局や人権擁護委員、特定非営利活動法人等の関係機関と密接な連携、協力を進めます。
- 人権ふれあいセンターでは、地域社会の人権啓発や福祉向上の住民交流の拠点として、生活相談をはじめ、就職、悩み事など人権にかかわる総合相談窓口として相談体制等の充実を図るとともに人権の啓発活動を推進します。
- 結婚や就職等に関する差別問題、インターネットを利用した差別事象の掲載等の事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な対応を図りながら、関係者に対し同和問題の正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。
- 「千曲市情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報について、適正な管理に努めます。「個人情報保護に関する法律」及び「千曲市個人情報保護法施行条例」に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的な人権侵害の防止に努めます。また、市民の権利利益を保護するとともに個人情報の不正取得の抑止を図ることを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」については、引き続き適正に運用してまいります。

2 障がいのある人

[現状と課題]

障害者基本法第3条第1項第1号では、「全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定しています。

しかし現実には、障がいのある人は様々な物理的・社会的障壁のために不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もあります。

「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年計画」が平成14(2002)年12月に策定されました。平成16(2004)年6月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成17(2005)年4月には「発達障害者支援法」がそれぞれ施行されました。そして、国際的な動向とも歩調をあわせながら平成18(2006)年4月に「障害者自立支援法」が施行され、平成24(2012)年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されました。同年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を発見した者には通報が義務付けられました。平成28(2017)年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、障がいを理由として、不当な差別的取り扱いにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない等を規定しています。

このように、長期的な視点に立った障がいのある人に向けた施策を進めてきましたが、障がいそのものは様々で、障がいの種類や特性に応じて地域や家庭で普通の生活が送れるよう環境などの条件を整える必要があります。

近年、施設への入所中心の福祉から地域・在宅福祉へと施策が大きく変化するとともに、バリアフリー^{※5}やユニバーサルデザイン^{※6}といった考えが浸透してきています。障がいのある人の自立と社会参加を促進させるため、生活環境の改善を一層進める必要があります。

これらとともに、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消していかなければなりません。そのため、人権教育・啓発活動を一層充実し、人権尊重思想の普及、高揚を図る必要があります。

※5 バリアフリー

障がいのある人が生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

※6 ユニバーサルデザイン

障がいのある人・ない人の区別なく、あらかじめ全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された設計、都市や生活環境をデザインする考え方。

[施策の推進]

「千曲市障害者計画」(平成30(2018)年3月)・「千曲市障害福祉計画(第6期)」・「千曲市障害児福祉計画(第2期)」(ともに令和3(2021)年3月)に基づき、障がいのある人に対する支援施策の推進を図るとともに、障がいの特性について、正しく理解し、障がいのある人もない人も、社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる地域づくりに取り組みます。

■地域社会の中で、障がいのある人の人権が守られ、尊重されるよう、障がいのある人や障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。また、学校等においては、特別支援学校や障害者施設等との交流をはじめ、障がいのある人に対する理解や社会的支援、介護福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

■障がいに応じ、身体、財産などの基本的権利に関する事柄のほか、生活上の様々な相談が受けられる体制の整備をはかります。また、障がいのある人の権利を守るため、関係機関

と連携して成年後見制度の普及、活用を促進します。

- 障がいのある人の社会参加を容易にするために、エレベーター設置など施設のバリアフリー化、適切な歩車道の整備、盲人用誘導ブロックの整備、福祉タクシーの充実、公共バスの改善など関係機関への整備を促します。
- 障がいのある人の安定した生活基盤を作り、社会的自立を促進するため、職業安定所等の連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。併せて、一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉就労の場の確保に努めます。
- 障がいのある人の虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、市虐待防止ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携を密にして、障がいのある人の虐待防止に努めます。

3 子ども

[現状と課題]

子どもの人権については、いじめや虐待・体罰などの身体的・精神的な危害や、子どもの主体性を抑えてしまう過度な保護や管理、インターネットなどでの情報の氾濫など、健全な育成を妨げる環境が子どもを取り巻いています。

平成6(1994)年に批准した「児童の権利に関する条約」は、世界の多くの児童が、今日なお飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることから、世界的な視点から児童の人権保護の促進を目指したものです。また、平成11(1999)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成16(2004)年7月、平成23(2011)年7月改正)、平成16(2004)年12月には、児童虐待防止対策等の充実・強化を図るため「児童福祉法の一部を改正する法律」がそれぞれ施行されました。いじめに関しても重大な事件が起きたことから、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。また、長野県では子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が平成28(2016)年7月に施行されました。

意識調査でも、「人権への関心」についての設問では「子どものいじめ・体罰・虐待等」を選択した回答が93.9%と最も高い数値となり、市民の高い関心事であることが伺えました。

子どもをめぐる様々な人権問題を解決するために、広く人権尊重の考え方を定着させ、だれもが心豊かな人間関係の中で生活できる状況を築き上げることが必要です。

特にいじめは、不登校や自殺を誘発する元となっており、その背景には核家族化、少子化等による子どもの対人関係の経験不足、道徳観や連帯感の希薄化、人権侵害現場での傍観者的態度をとりがちな傾向等が指摘されています。この根底には、他人への思いやりやいたわりといった人権意識の立ち遅れがあると思われます。このため、子どもの人格と個性を尊重し、心が豊かに育まれる地域社会づくりが必要です。

[施策の推進]

「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、基本的人権を有する一人の人間として、全ての子どもたちが尊重される地域づくりに取り組みます。

- 児童・生徒に係わる人たち(親、教員等)に対して、人権教育の研修に積極的な参加を呼びかけ、人権意識の高揚を図ります。また、いじめや子育ての不安などの様々な相談に対応できるよう、関係者の資質向上を図ります。
- 子どもの人権の理解を学校関係者はもとより、保護者・地域住民に対して、小・中学校PT

- A人権教育研修会や地区人権教育研修会、セミナー等を通じて周知します。
- 子ども自身の人権に配慮しながら、福祉事務所や教育委員会において、いじめの悩み相談などの子どもに対する相談体制の充実を図ります。また、虐待やいじめなど人権侵害事案が発生した場合は、学校、児童相談所等関係機関と連携し、支援にあたります。
 - 市虐待防止ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携を密にして、子どもの虐待防止に努めます。
 - 子どもを見守る地域の住民や「子ども見守り隊」などの支援者同士が連携を図れるよう、民生児童委員やPTA等と協働して推進します。
 - 子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、青少年健全育成団体等の関係機関と協調して、有害環境の浄化対策に取り組みます。
 - 市少年補導委員会と連携を取り、青少年の非行防止活動等を推進します。

4 女性

[現状と課題]

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も、男女平等の原則が確立されています。女性の人権問題については、昭和54(1979)年「女性差別撤廃条約」(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)を批准し、女性の権利を包括的に保障するとともに、女性の地位向上を目指した活動を展開しています。

一方、配偶者・パートナー等からの暴力や職場等におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、性犯罪などの女性の人権に関する重大な人権問題が多く発生しています。平成11(1999)年6月に、今後の男女共同参画社会の形成を総合的に推進するために、「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が次々施行されました。また、平成19(2007)年4月には、改正「男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)」が、さらに、「男女共同参画基本計画」(第2次)が平成17(2005)年に閣議決定され、また、平成27(2015)年には「女性活躍推進法」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が制定されるなど、「男女共同参画社会」の実現に向けた法整備や取り組みが行われています。

意識調査の設問「『男は仕事、女は家庭』という意識がある」については、「そう思う・どちらかといえばそう思う」を選択した回答が44.5%、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」が33.2%、「どちらともいえない」が19.8%で、性別に基づく固定的な役割分担意識を肯定する人が多くを占めています。また、平成30(2018)年9月に行なった「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」の設問「『男は仕事、女は家庭』という性別によって役割を固定する考え方についてどう思うか」については、「あまり好ましくない」を選択した回答が57.5%、「反対」が21.5%で、性別にもとづく固定的な役割分担を否定する人が増加傾向となる結果となりました。

このことは、時代とともに市民の意識が変わりつつあることを示していますが、この固定的な役割分担意識を払拭していくことが家庭や職場において様々な男女差別を無くしていくための課題の一つとなっています。

男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に係わりなく個性と持てる能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の形成を促進していく必要があります。

[施策の推進]

男女の違いを正しく認め合ったうえで、互いに尊重し合い、一人ひとりが社会のあらゆる分野で、希望に沿って、個性と能力を発揮できる社会を目指します。

- 誰もが自分らしく、その個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会を実現するために、男女の基本的な人権の尊重意識の醸成を図ります。また、地域社会・家庭・職場などにおいて、男女がお互いに固定的役割分担意識に基づく習慣やしきたりの見直しが図れるよう、啓発活動を推進します。
- 女性の意見を市政や方針決定の場で反映させるため、各種審議会、委員会等に女性の積極的な参画を進めます。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの発生を防止するとともに、職場において女性の能力や個性が発揮でき、働きやすい環境が整備されるよう啓発に努めます。
- 配偶者や恋人、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※7}）、離婚や家庭不和など女性が抱えるさまざまな悩みや困りごとについて、専門的に相談に応じ支援を行なっていくために、女性相談員を配置し、相談者と一緒に問題解決に向けて考え、情報提供や関係機関を案内します。また、県女性相談センターや法務局等と連携し、あらゆる相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。
- 市虐待防止ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携を密にして、女性への虐待防止に努めます。

※7 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人、その他親密な関係にある者間による暴力をいう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による暴力、性的な危害、経済的虐待など、いろいろな形がある。

5 高齢者

[現状と課題]

千曲市における高齢化の現状は、平均寿命の伸びや少子化などを背景に高齢化率を見ると、平成 24（2012）年度は 28.5%、平成 29（2017）年度は 32.3%、令和 4（2022）年度は 33.9%（以上、出典：『千曲市統計書』）と、国（平成 24 年度 24.1%、平成 29 年度 27.7%、令和 4 年度 29.0%。以上、出典：内閣府『高齢社会白書』）と比較して高い水準にあります。

こうした状況の中、高齢者に対する偏見や、高齢者の介護者による身体的・心理的虐待、あるいは、家族等が高齢者本人に無断でその財産を処分する経済的虐待など、高齢者に係わる人権問題が浮上しています。

国において高齢社会対策の推進にあたっての基本姿勢を明確にするため「高齢社会対策大綱」（平成 13（2001）年）が閣議決定されました。この大綱では、犯罪や認知症等による徘徊に伴う危険、人権侵害、悪質商法等から高齢者を保護するため、各種施策を進めるとともに、体制の整備を図るとしてしています。特に介護を必要としている高齢者に対する家庭や施設における虐待、家族や悪質業者などによる財産権の侵害が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の必要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動をする必要があるとしました。

平成 18（2006）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」

が施行されました。高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、市民一人ひとりが高齢者を思いやり大切にするよう、高齢者の人権についての理解と認識を深めていかなければなりません。

平成 24（2012）年には「高齢社会対策大綱」が新たに閣議決定され、高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺等から高齢者を保護するための各種施策を推進し、特に、要介護等の高齢者に対する家庭や施設における虐待等の人権侵害については、高齢者の人権に関する啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び救済に努めるとしています。

令和 5（2023）年には「認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせるように、また、早期発見や病気への理解を進めるよう求められています。

高齢者の人権問題を解決するため、人権相談など相談体制の充実が求められています。

[施策の推進]

一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深め、「老い」による生活上の困難があっても、住み慣れた地域、住み慣れた環境のもとで、互いに支え合い、いつまでも自分らしく生活ができるような地域づくりに取り組みます。

- 高齢者が主体性を持ち、社会参加ができるよう、各種啓発活動の推進や高齢者対象の人権教育研修等の充実を図ります。
- 高齢者やその家族が抱える心配ごと等、健康・福祉に関する相談・支援体制の充実に努めます。
- 法律上の権利を保護する成年後見制度や、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の積極的な活用を図るため、啓発に努めます。
- 認知症高齢者を支えるため、相談・支援体制の整備とともに、認知症の正しい知識の普及に努めます。また、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりに向けて、意識啓発を行います。
- 高齢者虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、早期発見、早期対応等、虐待からの保護ができるよう、民生委員や市虐待防止ネットワーク会議等関係機関との連携に努めます。
- 高齢者に対する敬愛、感謝の念の醸成を図ります。

6 外国人

[現状と課題]

我が国の国際化の進展は目ざましく、千曲市においても近年、職場、学校や地域社会など日常生活の中で外国人との関わりを持つ機会が増えています。

外国籍の市民の数は、平成 25（2013）年 8 月では 616 人（24 ヶ国）、平成 30（2018）年 1 月は 745 人（26 ヶ国）、令和 5（2023）年 1 月は 891 人（32 ヶ国）（以上、出典：千曲市『住民基本台帳』）となっています。

平成 8（1996）年 1 月には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」（人種差別撤廃条約）が国において発効したことから、人種差別や外国人差別等あらゆる差別を解消するため、更なる取り組みが求められています。平成 24（2012）年には、「外国人登録制度」が廃止され、外国籍市民に対して基礎的行政サービスを提供する基盤を作るため、一定の在留資格のある外国籍市民について、日本人と同様に住民票が作成されることとなりました。また、平成 28（2016）

年6月には、「ヘイトスピーチ※⁸解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が施行されました。

外国人に対する偏見や差別を解消するためには、異なる文化や価値観等を正しく理解し、市民一人ひとりが広い視野を持ち、言語、宗教、習慣等の違いを超えて相互理解を深める啓発活動や国際交流事業等の充実を図る必要があります。また、外国人が安心して暮らせる環境づくりの支援と相談、情報提供の充実を図るとともに、人権を尊重し「共生の心」の醸成を図る必要があります。

※8 ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動。排斥的な言葉を発することや、脅迫したり誹謗中傷すること。

[施策の推進]

外国人に対する偏見や差別を解消するために、市民一人ひとりが広い視野を持ち、相互理解を深め、尊重することができる社会を目指します。

- 人権を尊重した多文化共生のまちづくりを目指して、市内の国際交流団体等と連携し、外国の歴史や異文化をお互いに理解するなど、国際理解、国際交流を推進します。
- 外国人の日常生活を支援するため、日本語教室などの学習機会の充実に努めます。
- 生活上の悩みなどを抱える外国人が、スムーズに相談を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、日常生活の相談・支援体制の充実を図ります。
- 交流を深め、情報交換の場として活用されるよう、人権ふれあいセンターをはじめとする公共施設の利用促進を図ります。
- 学校教育においては、外国の文化や生活についての学習、外国籍児童・生徒への理解、外帰国との交流などにより、児童・生徒が国際的な視野を持ち、異なる文化や生活習慣を理解し、尊重しあう心や態度の育成を図ります。

7 犯罪被害者等

[現状と課題]

犯罪被害者やその家族等（以下「犯罪被害者等」と称する。）をめぐっては、犯罪行為によって精神的・経済的な苦痛を受けることに加え、興味本位のうわさや心無い誹謗・中傷などにより、名誉が毀損されたり、私生活の平穏が侵害されたりする人権問題が発生しています。

また、犯罪被害者等はその置かれた状況や負担の重さから、泣き寝入りしてしまうことが少なくないなど、犯罪被害者や家族の人権に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

平成17（2005）年4月に国・地方公共団体のほか、関係機関並びに民間団体等が連携し、総合的かつ計画的に推進するため「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

犯罪被害者等基本法では、基本理念として「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定しています。県では、令和4（2022）年4月に「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、併せて、「長野県犯罪被害者等見舞金支給制度」と「長野県犯罪被害者等支援推進計画」が策定されました。当市でも、早期の制定が望まれたことを受け、「千曲市犯罪被害者等支援条例」「千曲市犯罪被害者等見舞金給付要綱」を令和5（2023）年3月に制定し、同年4月に施行しました。

意識調査の設問「犯罪の被害者やその家族が受けている人権侵害の中で、もっとも問題と思う

もの」では、「犯罪行為によって精神的・経済的な苦痛を受けること」を選択した回答が 42.7% ともっとも多く、次いで「報道やインターネットでプライバシーが公表されること」が 36.2% となりました。

今後も、法務局、警察署、地域犯罪被害者支援ネットワークなどと連携を取りながら、犯罪被害者等の人権への配慮と保護を図るため、各種啓発活動に取り組んでいく必要があります。

[施策の推進]

犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることとなります。「犯罪被害者等基本法」などにに基づき、犯罪被害者等の人権に対する配慮や保護を図ります。

■犯罪被害者等への情報提供、相談カウンセリング制度、犯罪被害者給付制度など犯罪被害者のための相談窓口等を周知するとともに、県犯罪被害者支援センター等と連携して啓発活動を推進します。

■見舞金の給付などの支援を行うことで、被害者等が受けた被害の早期回復と軽減ならびに生活の再建を図ります。

8 性的マイノリティ

[現状と課題]

性的マイノリティ^{※9}の人々は、差別的な扱いや偏見を受けることがあり、平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、家庭裁判所の審判により戸籍上の性別の取扱いが認められるようになったものの、社会生活の中で人権問題が発生しています。

性的マイノリティに対する差別を解消していくには、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要です。

令和 5（2023）年 6 月、G 7（主要 7 개국首脳会議）加盟国の中で遅れをとっていたわが国でも「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT^{※10} 理解増進法）が施行されました。県では、令和 5（2023）年 4 月に「長野県パートナーシップ届出制度実施要綱」が制定され、同年 8 月から、「長野県パートナーシップ届出制度」が施行されました。市では、県が指定する行政サービスについて、順次対応しています。

意識調査の設問「性的マイノリティについて、どう感じますか」では、「様々な性のあり方があるということを理解し、公平に接するべきだと思う」を選択した回答が 69.0% と突出して多くなりました。「性の多様性を認め合える社会をつくるための取り組み」については、「必要だと思う・どちらかという必要だと思う」を選んだ回答が 73.7%、「必要ではない」が 1.6% となり、取り組みの必要性が伺えました。

※9 性的マイノリティ

同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感を感じている人などのことをいい、「性的少数者」ともいう。

※10 LGBT

性的少数者を限定的に指して用いる。L：レズビアン（女性の同性愛者）G：ゲイ（男性の同性愛者）B：バイセクシュアル（両性愛者）T：トランスジェンダー（体の性

と認識している性が一致しないと感じている人)

[施策の推進]

性的マイノリティに対する差別や偏見を解消していくために、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する認識を一人ひとりが持つ社会を目指します。

■性的マイノリティの人々の人権への配慮について、正しい知識と理解、認識の普及を目指し啓発活動を推進します。

9 インターネットによる人権侵害

[現状と課題]

インターネットには、電子メールのような特定の人との通信のほか、利用者同士が交流できるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間での情報の受発信等があります。いずれも、発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易であることから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権問題が発生しています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮することは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する事案に対しては、発信者が特定できる場合は、本人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダー等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主的な取り組みを促し個別的な対応が進んでいますが、問題解決には課題が山積しています。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、一般の利用者やプロバイダー等に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらうための各種啓発活動に取り組んでいく必要があります。

意識調査の設問「インターネットによる人権侵害」では、「現実として存在する・ある程度存在する」を選択した回答が80.7%、「存在しない」が2.2%と「存在する」の比率が突出して高い割合となりました。

[施策の推進]

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらうための各種啓発活動に努め、インターネットによる人権侵害のない社会を目指します。

■個人のプライバシーへの配慮や名誉に関する正しい理解を深めるため、市民に対して啓発活動を推進します。

■学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響を学習し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに関する教育の充実を図ります。

10 さまざまな人権問題

[現状と課題]

(1) HIV感染者やハンセン病患者・元患者等

エイズ・ハンセン病などの感染症に対する正しい知識や理解の不足から、就職拒否や職場解雇、アパート等への入居拒否・立ち退き要求、医療現場における診察拒否や無断検診

などをされ、社会生活の様々な場面で人権問題となってきました。

こうした感染症のうち、エイズについては、平成4（1992）年3月に改正された「エイズ問題総合対策大綱」で、エイズに対する正しい知識の普及、検査・医療体制の充実、相談・指導体制の充実及び二次感染防止対策の強化、国際協力及び研究の推進が重点対策として掲げられています。そして、これらの対策の推進にあたっては、プライバシーと人権の保護に十分な配慮を払うこととされています。

また、ハンセン病問題については、平成21（2009）年4月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が公布され、福祉の増進、名誉回復等のための措置が講じられることとなりました。しかし、隔離の象徴であった療養所が地域と共生して行くには多くの課題があり、今なお患者及び元患者への偏見があるため、正しい理解を深めることが不可欠となっています。令和元（2019）年6月、熊本地方裁判所はハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決で国の責任を認め賠償を命じました。同年施行された家族補償法の前文には、国会と政府による「おわび」が盛り込まれ、「いわれのない偏見と差別を根絶する決意」が記されていますが、患者・元患者およびその家族からは未だ「差別はなくなる」との声があります。

HIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権が尊重され、安心して暮らせる社会づくりが求められています。

（2）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人や保護観察中の人、また、その家族などに対する偏見や差別は根深いものがあり、就職や社会復帰、住居等に関する差別問題をはじめ、立ち直りを目指す人や家族にとって非常に厳しい状況があります。

本人が地域社会に戻り、地域の一員として円滑な社会生活を送るためには、本人の強い更正意欲と合わせて家族・職場・地域社会の理解と協力が必要です。そのため、これらの人に対する偏見や差別意識をなくすための啓発活動を行うとともに、関係機関・団体と連携して自立した生活ができるよう、受け入れ態勢や就職等、社会復帰の環境を整備することが求められています。

（3）アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語、伝統的な儀式、口承文学（ユーカラ）など独自の豊かな文化を持っていますが、近代以降の同化政策などにより、今日では、十分な保存、伝承が図られていない状況にあります。

また、結婚や就職などで差別を受け、経済的にも厳しい状況におかれてきた経過を踏まえ、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統や現状について理解と認識を深めるとともに、差別や偏見を受けることがないよう啓発活動に取り組む必要があります。

平成20（2008）年6月国会衆参両院本会議での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致採択を受け、国は、アイヌ民族を先住民族と認め、アイヌ民族の地位向上などに向け総合的な施策に取り組むとしました。

（4）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。拉致問題に関する啓発は平成18（2006）年「拉致問題その他北朝鮮当局による人

権侵害問題への対処に関する法律」において政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する世論の啓発を図るよう努めるとされており、拉致問題に等に対する理解を深める取り組みが求められています。

(5) 災害や、感染症の大規模な感染拡大に起因する新たな人権問題

東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震（平成 23（2011）年 3 月 11 日発生）では、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故により、多くの周辺住民は避難生活を余儀なくされています。

このような中、仮設住宅や避難所等において様々な人権問題が発生し、原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、避難した周辺住民が風評被害による差別的扱いを受けるなど、見過ごせない事態も起こっています。

また、令和 2（2020）年頃からはじまった新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大では、不確かな情報による風評被害や、感染者やワクチン接種をめぐる偏見や差別などの人権問題が社会現象となるなど、大きな問題となりました。

災害で被災したり、感染症に感染するリスクは、誰にでもあります。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決するとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが求められています。

(6) その他

ホームレス、人身取引（トラフィッキング）などに対する偏見や差別など、その他の人権問題についてもそれぞれの状況に応じて施策を検討します。

[施策の推進]

(1) HIV感染者やハンセン病患者・元患者等

患者・元患者や感染者およびその家族の人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりを目指し、難病についての正しい知識の普及と感染予防の啓発を促進します。

関係機関との連携により、患者・元患者や感染者およびその家族への支援の充実を図ります。

(2) 刑を終えて出所した人

偏見や差別をなくすための啓発活動を進めるとともに、自立を支援するため、関係機関やボランティア等との連携を図ります。

(3) アイヌの人々

歴史、文化についての理解不足などにより生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する関心を高め、アイヌの人々に対する正しい認識と理解が得られるよう啓発を促進します。

(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を深め、共に生きる社会のあり方を考えていきます。

(5) 災害や、感染症の大規模な感染拡大に起因する新たな人権問題

災害時や感染症の大規模な感染拡大における人権への配慮について、正しい理解と認識の普及を図ります。